



PCB廃棄物処理基本計画の変更について

2022年9月22日

環境省環境再生資源循環局廃棄物規制課 / PCB廃棄物処理推進室

○要請前の事業の見通し

①安定器・汚染物等

- 北九州事業所、北海道事業所ともに処理促進策を講じたとしても、計画的処理完了期限内の処理は困難な状況。
- 現在発覚しているものに加え、掘り起こし調査により今後発覚する量を処理するためには、計画的処理完了期限に加えて2年程度の処理期間が必要。

②変圧器・コンデンサー等

- JESCO機器登録済み量については計画的処理完了期限までに処理完了の見込みであるが、今後の掘り起こし量等を見込むと、計画的処理完了期限までに処理が完了できない可能性がある。
- 北九州事業エリアで事業終了後に新規発覚したコンデンサー等の処理先の確保が課題。

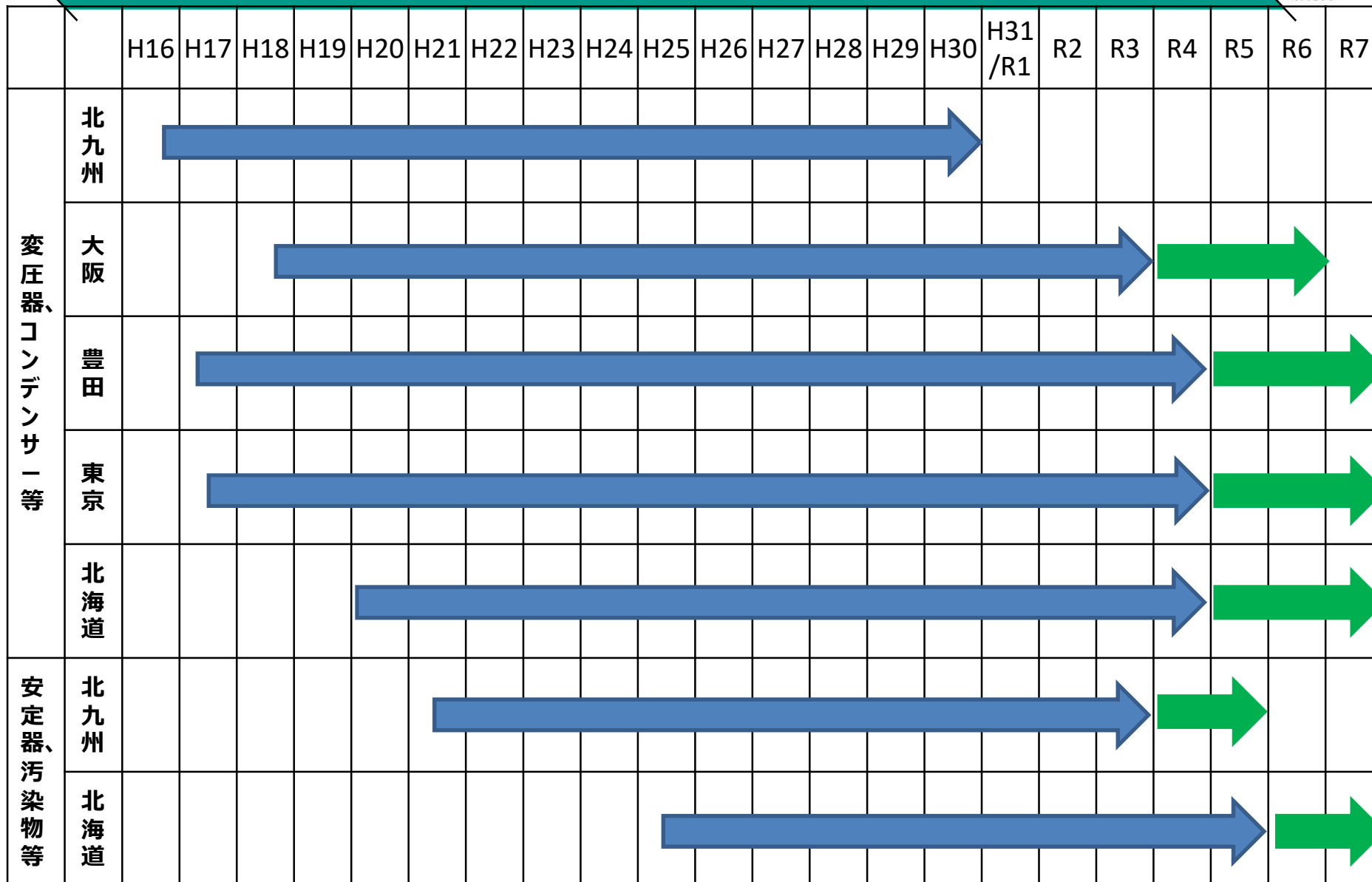
➡ 令和3年9月22日に、立地自治体に対して、環境大臣名で要請。

- 令和3年9月22日 JESCO立地自治体に対して要請
- 令和4年3月24日～ JESCO立地自治体より回答を受領
- 令和4年5月31日 PCB廃棄物処理基本計画の変更を閣議決定

PCB廃棄物処理基本計画の変更のポイント

- 高濃度PCB廃棄物の処理完遂に向けて、今後の処理見通しを踏まえ、事業終了への準備期間である事業終了準備期間も活用し処理を行うことを明記。
- 北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施する。

要請後の処理スケジュール



 計画的処理完了期限
  事業終了準備期間

※最上横列は年度を示す。

※計画的処理完了期限の1年前を処分期間と定義。処分期間までにJESCOと処分契約を締結することを義務付け。

JESCO豊田事業所

- JESCO豊田事業所で受入れたPCB廃棄物は、令和5年度末までに処理を行う。
- 北九州事業対象地域で継続保管及び新たに発見されている変圧器・コンデンサー等については、
 - ・中国四国エリア内は豊田事業所、九州沖縄エリア内は大阪事業所で処理。
 - ・廃棄物の性状等により処理先変更の可能性あり。
 - ・搬入は、令和5年1月～3月を予定。
(大阪事業所は令和4年10月～12月)
- 中国四国エリア内には約360台のコンデンサー等が保管されており、保管事業者の意向確認やJESCOへの登録が順次行っている。
- 現時点で広域処理に伴う搬入制限等は予定なし。